

作成日：2014年6月26日

改訂：

化学物質等安全性データシート (MSDS)

1. 化学物質等及び会社情報

1.1 化学物質等の名称

製品名： 理研タスク39DF

1.2 会社情報

会社名： 株式会社理研グリーン

住 所： 〒110-8520 東京都台東区東上野4-8-1 TIXTOWER UENO 8F

電話番号： 03-6802-8587

Fax番号： 03-6802-8303

緊急時の連絡先： 03-6802-8587

1.3 推奨用途 除草剤

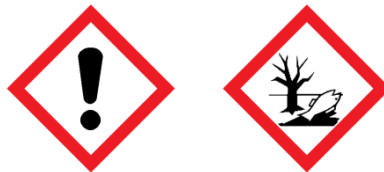
2. 危険有害性の要約

2.1 GHS分類結果

物理化学的危険性	区分外
健康に対する有害性	
皮膚感作性	区分1
眼刺激性	区分2B
環境に対する有害性	
水生環境急性有害性	区分1

2.2 GHSラベル要素

絵表示またはシンボル：



注意喚起語： 警告

危険有害性情報：アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ、眼刺激性、水生生物に非常に強い毒性
注意書き

【安全対策】：吸入したり飲み込まないように注意すること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

環境への放出を避けること。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急措置】：特別な処置が必要である。

皮膚に付着した場合： 多量の水と石鹸で洗うこと。

皮膚刺激または発疹が生じた場合： 医師の診断・手当を受けること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合： 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

漏出物を回収すること。

【廃棄】：内容物/容器を関連法規制ならびに地方自治体の基準に従い廃棄すること。

2.3 重要危険有害性 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ、眼刺激性、水生生物に非常に強い毒性

3. 組成及び成分情報

3.1 単一物質・混合物の区別 混合物

3.2 成分情報

化学名または一般名	化学式	CAS番号	官報公示整理番号		濃度または濃度範囲 (%)
			化審法	安衛法	
カルフェン トラゾンエチル	$C_{15}H_{14}C_{12}F_3N_3O_3$	128639-02-1	-	8-(3)-1016	39.0%
界面活性剤、 鉍物質微粉等	混合物	-	-	-	61.0%

3.3 GHS分類に寄与する危険有害成分

カルフェントラゾンエチル

4. 応急措置

4.1 暴露経路による応急措置

吸入した場合： 被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。吐き気、頭痛などの症状が続く場合には、医師の手当てを受けること。

皮膚に付着した場合： 汚染した衣服を脱ぎ、直ちに大量の水で15～20分間、洗浄すること。洗浄後に異常がある場合には、医師の手当てを受けること。

眼に入った場合： 水で15～20分間、穏やかに洗浄すること。コンタクトレンズを着用している場合は、5分間はそのまま洗浄し、取り外せる場合には取り外してから更に洗浄を続けること。洗浄後に異常がある場合には、医師の手当てを受けること。

飲み込んだ場合： 無理に吐かせないこと。可能であれば、胃の内容物を薄めるためにコップ1～2杯の水をゆっくり飲ませること。意識混濁、昏睡状態、痙攣などの場合は、直ちに医師の手当てを受けること。

4.2 応急措置をする者の保護

救助者は状況に応じて自給式呼吸維持装置付きマスク、適切な眼・皮膚の保護具を着用する。

5. 火災時の措置

5.1 消火剤

粉末消火剤、泡消火剤、水噴霧、二酸化炭素を使用する。

5.2 使ってはならない消火剤

火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。

5.3 特有の危険有害性

火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、フッ素化合物、塩素化合物を生成するおそれがある。

5.4 特有の消火方法

消火活動は風上から行う。

火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

5.5 消火を行う者の保護

消火作業の際は、自給式呼吸維持装置、適切な眼・皮膚の保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

6.1 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8.暴露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

6.2 環境に対する注意事項

周辺環境に影響があるおそれがあるため、製品の環境中への流出を避ける。

6.3 回収、中和、封じ込め、および浄化の方法

漏出物はドラム缶などの密閉できる容器に回収し、回収できなかったものは「13. 廃棄上の注意」に従って処理をすること。ドラム缶などには内容物を明記したラベルを貼付する。

漏出場所は、アルコール類（エタノール、イソプロパノールなど）で洗浄し、その後水を用いて完全に洗浄する。

6.4 二次災害の防止策

取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火炎の禁止）。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

7.1 取扱い

技術的対策：「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。

安全取扱い注意事項： 取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

7.2 保管

技術的対策： 保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。

保管条件： 容器を密閉して換気の良い冷所で保管する。

容器包装材料： 破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

8.1 管理濃度・作業環境評価基準

設定されていない

8.2 許容濃度（暴露限界値、生物学的暴露指標）

設定されていない

8.3 保護具

呼吸器の保護具： 粉塵が発生する場合、必要に応じて自給式空気呼吸装置付き保護マスクを着用する。

手の保護具： 手に接触する恐れがある場合、薬品用のニトリルゴム製の保護手袋を着用する。

眼の保護具： 眼に入る恐れがある場合、薬品用保護ゴーグルを着用する。

皮膚及び身体の保護具： 作業用の長袖上衣、長ズボン、帽子を着用すること。

8.4 設備対策

粉塵が発生する場合は換気装置を使用する。

8.5 衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

取扱い場所の近傍では飲食、喫煙の禁止。

汚染された衣類を再使用する場合は洗濯すること。

作業終了後は必ずシャワーを浴びること。

9. 製品の物理的及び化学的性質

外観 淡褐色水和性細粒

見かけ比重 0.56 (22°C)

pH 8.4 (10%水溶液)

10. 安定性及び反応性

10.1 安定性

通常の取扱い条件下では安定である。

本製品は、重合しない。

過度の加熱と火災に注意すること。

11. 有害性情報

11.1 製品の有害性情報

急性毒性： ラット（経口）；LD₅₀>5000 mg/kg（雌雄）

ラット（経皮）；LD₅₀>5000 mg/kg（雌雄）

皮膚腐食性・刺激性：

ウサギ；刺激性なし

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：

ウサギ；ごく軽度の刺激性

皮膚感作性：

モルモット；皮膚感作性なし(Buehler法)

11.2 成分の有害性情報

カルフェントラゾンエチル

急性毒性： ラット（経口）；LD₅₀>5000 mg/kg（雌雄）

ラット（経皮）；LD₅₀>4000 mg/kg（雌雄）

皮膚腐食性・刺激性：

ウサギ；刺激性なし

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：

ウサギ；ごく軽度の刺激性

皮膚感作性：

モルモット；皮膚感作性あり(Maximization 法)

12. 製品の環境影響情報

12.1 製品の環境影響情報

生態毒性： 藻類（緑藻）72h ErC₅₀ = 0.070mg/L

甲殻類（ミジンコ）48h EC₅₀ = 190mg/L

魚類（コイ）96h LC₅₀ = 14mg/L

12.2成分の環境影響情報

カルフェントラゾンエチル

生態毒性：藻類（緑藻）72h ErC₅₀ = 0.0139mg/L

甲殻類（ミジンコ）48h EC₅₀ >8.52mg/L

魚類（コイ）96h LC₅₀ = 3.29mg/L

13. 廃棄上の注意

13.1 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

13.2 汚染容器および包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

14.1 国際規制

国連番号：3077

品名：環境有害物質（固体）

国連分類：9

容器等級：III

海洋汚染物質：該当する

14.2 国内規制

陸上規制情報：該当せず

航空規制情報：該当せず

海上規制情報：該当せず

14.3 緊急時応急措置指針（容器イエローカード）番号 171

14.4 特別の安全対策：輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

15. 適用法令

海洋汚染防止法：海洋汚染物質

農薬取締法：登録番号第23395号（除草剤）

毒物劇物取締法：該当せず

16. その他の情報

参考文献： エフエムシー・ケミカルズ株式会社 タスク39DF、AFFINITY 40DF MSDS

【注意】本MSDSは、JIS Z 7250:2005、JIS Z 7251:2006、JISZ7252:2009に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。本MSDSの記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。